

2

社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語） とするもの	外国語（英語その他外国語） とするもの
宗教	宗教

免許法第六条別表第八備考に規定する高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。

有している高等学校教諭の普通免許状の教科の種類

受けようとする中学校教諭一種免許状の教科の種類

第六十五条の四を削り、第六十五条の五を第六十五条の四とし、第六十五条の六から第六十五条の九までを一条ずつ繰り上げる。

第六十六条の七を第六十六条の八とし、第六十六条の三から第六十六条の六までを一条ずつ繰り下げ、第六十六条の二の次に次の一条を加える。

第六十六条の三 免許法第十六条の五第一項に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第二十四条第一項及び第七十三条の七に規定する総合的な学習の時間とする。

2 免許法第十六条の五第二項に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第五十三条第一項及び第七十三条の八第一項に規定する総合的な学習の時間とする。

第六十八条及び第六十九条中、「又は社会教育主事の職」を、「社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の教諭若しくは講師の職」に改める。

第七十条中、「若しくは別表第七」を、「別表第七若しくは別表第八」に改める。

第七十二条第二項中、「前項」を、「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 専修免許状には、大学院での専攻を記入するものとする。この場合において、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ当該各号に掲げるいずれかの分野に関する単位を十二単位以上修得した場合は、大学院での専攻に加えて当該分野を記入することができる。

一 小学校又は中学校の教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度・学校経営、教育社会学、教育内容・方法、教育心理学・発達心理学、教育臨床、生徒指導・進路指導、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家政教育、英語教育、道徳教育、国際理解教育、環境教育、情報教育、日本語教育、生涯学習（社会教育を含む。）又は授与権者が適当と認めた分野

二 高等学校教諭の専修免許状においては、前号に掲げる分野、世界史、日本史、地理、倫理、政治・経済、物理、化学、生物、地学、体育若しくは保健又は授与権者が適当と認めた分野

三 幼稚園教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度・学校経営、教育社会学、教育内容・方法、教育心理学・発達心理学、教育臨床、幼児教育又は授与権者が適当と認めた分野

四 盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の専修免許状においては、視覚障害教育、聴覚障害教育、知的障害教育、肢体不自由教育、病弱教育又は授与権者が適当と認めた分野

第七十四条中、「第六十五条の六」を、「第六十五条の五」に改める。

附則第四項中、「第七項」を、「第五項」に改める。

附則第五項中、「第十一項」を、「第九項」に改める。

附則第十七項、第十八項及び第十九項中、「第六項」を、「第四項」に改める。

附則第二十項中、「第七項」を、「第五項」に改める。

附則第二十一項中、「第六項」を、「第四項」に、「第七項」を、「第五項」に改める。

附則第二十二項及び第二十三項中、「第十一項」を、「第九項」に改める。

附則第三十二項を削り、附則第三十三項中、「第十八項」を、「第十五項」に改め、同項を附則第三十二項とする。

別記様式備考第一号ア中、「養護訓練」を、「自立活動」に、同号ク(ア)中、「主として単位を修得した科目の分野」を、「第七十二条第二項に規定する大学院での専攻（十二単位以上単位を修得した分野がある場合には当該専攻に加えて当該分野を記入することができる。）」に改め、同号中クをケとし、キをクとし、力をキとし、オを力とし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。